

川崎市自治推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の在り方に関して調査審議することにより、市民自治の確立に寄与することを目的として、川崎市自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所堂事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の実施の状況に関すること。
- (2) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加又は市民との協働の原則に基づく制度等の課題に関すること。
- (3) その他自治運営の基本原則に基づく制度等に係る必要な事項に関すること。 (組織等)
- 第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。
- 2 委員は、市民及び有識者のうちから市長が委嘱する。 (委員の任期)
- 第4条 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 (関係者の出席)
- **第7条** 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明 又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合企画局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成18年10月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 即

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

第4期川崎市自治推進委員会 委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	役職等
が着数字	公益財団法人かわさき市民活動センター理事長
○答本 有美子	拓殖大学政経学部講師
ではかわ やきまた 恒川 康夫	公募市民委員(宮前区)
◎名和布 是彦	法政大学法学部教授
松本 埼子	公募市民委員(中原区)
横山 滋	公募市民委員(高津区)

◎:委員長○:副委員長

第4期川崎市自治推進委員会の開催状況と審議経過

回数	日付	議題等
第1回	平成24年12月3日(月)	○委嘱状交付、委員長・副委員長の選出○委員会の目的、審議事項、審議の進め方等の確認○第1期から第3期委員会までの調査審議内容の説明・確認○第4期委員会の調査審議事項(案)の確認○自治基本条例に関する調査等について
小委員会 (第1回)	平成 25 年 1 月 30 日(水)	○自治基本条例に基づく市の制度・施策の運営状況の確認 (全般的な確認)○各種調査結果の概要報告等
第2回	平成 25 年 3 月 25 日(月)	○自治基本条例に基づく市の制度・施策の運営状況についての調査審議○委員会報告の進捗状況に基づく個別事項の調査審議〔その1〕1 事業者の社会的責任に関する取組について2 情報共有に関する取組について
第3回	平成 25 年 5 月 30 日(木)	○委員会報告の進捗状況に基づく個別事項の調査審議〔その2〕3 参加に関する取組について4 協働に関する取組について5 評価について
第4回	平成 25 年 7月 18日(木)	○委員会報告の進捗状況に基づく個別事項の調査審議 [その3]6 区民会議について7 コミュニティについて
小委員会 (第2回)	平成 25 年 9月2日(月)	○報告書骨子案の作成に向けた検討
第5回	平成 25 年 10 月 9 日(水)	○報告書骨子の確認○自治基本条例に基づく取組の総合的な評価について
小委員会 (第3回)	平成 26 年 1 月 29 日(水)	○報告書案の確認及び検討

川崎市自治基本条例

平成16年12月22日条例第60号 (平成17年4月1日施行)

目次

前 文

第1章 総則(第1条~第5条)

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民(第6条~第9条)

第2節 議会(第10条~第12条)

第3節 市長等

第1款 市長等(第13条・第14条)

第2款 行政運営等(第15条~第18条)

第3款 区 (第19条~第22条)

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営 (第23条~第27条)

第2節 参加及び協働による自治運営 (第28条~第32条)

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議(第33条)

第4章 国や他の自治体との関係(第34条)

附則

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。

(位置付け等)

- 第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。
- 2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。
 - (1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
 - (2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することを いいます。
 - (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を 尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

- 第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。
 - (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
 - (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
 - (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

(自治運営の基本原則)

- 第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。
 - (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
 - (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
 - (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。
- 2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。
 - 第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

(市民の権利)

- 第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。
 - (1) 市政に関する情報を知ること。
 - (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
 - (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
 - (4) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

- 第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。
 - (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
 - (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
 - (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
 - (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

(コミュニティの尊重等)

- **第9条** 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ(居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。
- 2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。
- 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

第2節 議会

(議会の設置)

- 第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。 (議会の権限及び責務)
- 第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。
- 2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

- 第12条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点から的確な判断を行うことにより議会が前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。
- 2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

第3節 市長等

第1款 市長等

(市長の設置)

第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

(市長等の権限、責務等)

第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総

合的な調整その他の権限を行使します。

- 2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、 一体として、行政機能を発揮します。
- 3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

第2款 行政運営等

(行政運営の基本等)

- **第15条** 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な 行政運営を行います。
- 2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。
 - (1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。
 - (2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。
 - (3) 市民からの提案等に的確に応答すること。
 - (4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。
 - (5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。
 - (6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。
- 3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。
- 4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人(市長が所管するものに限ります。)又は当該出資法人(市長が所管するものを除きます。)を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

(財政運営等)

- **第16条** 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ 効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。
- 2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、 財政運営の透明性の確保に努めます。
- 3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。 (評価)
- 第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。
- 2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとします。
- 3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。 (苦情、不服等に対する措置)
- 第18条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関を置きます
- 2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

第3款 区

(区及び区役所の設置)

第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に 提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、 区役所を置きます。

(区長の設置及び役割)

- 第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。
- 2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。
 - (1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。
 - (2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するよう努めること。
 - (3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。 (必要な組織の整備等)
- 第21条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

(区民会議)

第22条 それぞれの区に、区民(その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人 又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。)によって構成さ れる会議(以下「区民会議」といいます。)を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的と して調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の 形成及び市政に反映するよう努めます。

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営

(情報提供)

- 第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。
- 2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

(情報公開)

- 第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。
- 2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。 (個人情報保護)
- 第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。
- 2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。
- 3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。 (会議公開)
- 第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

(情報共有の手法等の整備)

第27条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資する ため、第23条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。

第2節 参加及び協働による自治運営

(多様な参加の機会の整備等)

第28条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第31条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

(審議会等の市民委員の公募)

- **第29条** 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。 (パブリックコメント手続)
- **第30条** 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続(以下「パブリックコメント手続」といいます。)を行います。
- 2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、 その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票制度)

- 第31条 市は、住民(本市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。)をいいます。以下同じ。)、議会 又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を 実施することができます。
- 2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

(協働推進の施策整備等)

第32条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

第4章 国や他の自治体との関係

- 第34条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。
- 2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行します。

川崎市区民会議条例

平成18年3月23日条例第11号 (平成18年4月1日施行)

(目的及び設置)

- 第1条 区民(川崎市自治基本条例(平成16年川崎市条例第60号)第22条第1項に規定する区民をいう。以下同じ。)の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。 (名称)
- 第2条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。 (所掌事務)
- 第3条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。 (組織等)
- 第4条 区民会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者
 - (2) 区民会議の委員に応募した者
 - (3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。
- 2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 (専門部会)
- 第7条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を 聴くことができる。

(区民会議参与)

- 第9条 川崎市の議会の議員及び神奈川県の議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に 出席することができる。
- 2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。 (区長等の役割)
- 第10条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な 取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。
- 2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が的確に果た されるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよう努めるものとする。 (庶務)
- 第11条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。 (委任)
- 第12条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関 し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

川崎市区民会議条例施行規則

平成18年3月31日規則第28号 (平成18年4月1日施行)

(趣旨)

- 第1条 この規則は、川崎市区民会議条例(平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)第4条第2 項第1号及び第12条の規定に基づき、区民会議の組織に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 区民会議は、区民会議の委員が自らの活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題のうちから調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。 (分野)
- 第3条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める分野は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野
 - (2) 福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
 - (3) 子育て、教育など人を育て心をはぐくむ分野
 - (4) 緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野
 - (5) 産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野
 - (6) 文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野
 - (7) 地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野
 - (8) 前各号に定めるもののほか、各区の地域特性に応じた課題に関する分野 (専門部会)
- **第4条** 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。
- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴く ことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は、区長が定める。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

川崎市パブリックコメント手続条例

平成18年12月14日条例第72号 (平成19年4月1日施行)

改正 平成21年12月24日条例第61号 (平成22年4月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、市民生活に重要な政策等を定めるに当たり、パブリックコメント手続を実施することにより、市民の市政への参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図り、もって市民自治の確立及びより開かれた市政の実現に資することを目的とする。 (完美)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民 本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ者又は本市の区域内に おいて事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。
 - (2) パブリックコメント手続 市民その他関係者から、政策等の案(定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)についての意見(情報を含む。以下同じ。)を募るための手続をいう。
 - (3) 策定機関 市長その他の執行機関、消防局(消防署を含む。)、上下水道局、交通局若しくは病院 局又はこれらに置かれる機関(以下「市の機関」という。)であって、政策等を定めるものをいう。
 - (4) 政策等 策定機関が定める次に掲げるもの(議会の議決を要するものについては、その案を含む。) をいう。
 - ア 行政計画(市の総合的な計画、市の部門別の基本計画その他の基本的な事項を定める計画、方針等 をいう。以下同じ。)
 - イ 条例等(市の条例並びに市長その他の執行機関の規則及び規程並びに企業管理規程(地方公営企業 法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程をいう。)(処分(行政庁の処分その他公権力 の行使に当たる行為をいう。以下同じ。)の要件を定める告示を含む。以下「規則等」という。)を いう。以下同じ。)
 - ウ 審査基準(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)並びに神奈川県の条例及び同県の知事その他の執行機関の規則(以下これらを「法令」という。)並びに条例等に基づき、行政庁の許可、認可、承認その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下この号において「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものについて、求められた許認可等をするかどうかをその法令又は条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)
 - エ 処分基準(行政庁が、法令又は条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分(以下この号において「不利益処分」という。)をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについて、その法令又は条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)
 - オ 行政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し、行政指導(市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。以下同じ。)をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。)(政策等を定める場合の一般原則)
- **第3条** 策定機関は、政策等を定めるに当たっては、市民の福祉の増進を目的として、当該政策等がこれに関係する法規の趣旨に適合し、及び相互に関係する政策等との整合が図られるものとなるようにしなければならない。
- 2 策定機関は、政策等を定めた後においても、当該政策等の実施状況、社会経済環境の変化等を勘案し、必要に応じ、当該政策等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。 (適用除外)
- **第4条** 次に掲げる政策等を定める場合は、この条例の規定(前条の規定を除く。)は、適用しない。ただし、 策定機関が第1条の目的に照らしパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるときは、この限 りでない。
 - (1) 市の条例の施行期日について定める市長の規則
 - (2) 恩赦について定める条例等
 - (3) 法令又は市の条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する規則等(市民その他関係者に重大な影響を与えるものを除く。)
 - (4) 市の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める政策等

- (5) 市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める条例等
- (6) 市の職員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに市の職員間における競争試験について定める条例等
- (7) 納付すべき金銭について定める条例等並びに審査基準、処分基準及び行政指導指針(以下「審査基準等」という。)
- (8) 市の会計、予算、決算及び契約について定める条例等(入札の参加者の資格、入札保証金その他の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項について定めるものを除く。)
- (9) 市の財産の管理について定める条例等及び審査基準等(市が財産を交換し、出資の目的とし、支払 手段として使用し、譲渡し、貸し付け、若しくは信託し、又は私権を設定することについて定める条例 等及び審査基準等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項について定 めるものを除く。)
- (10) 監査委員又は外部監査人による監査の実施について定める条例等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の39第1項又は第252条の43第1項の規定に基づく規定を除く。)
- (11) 法令又は市の他の条例の規定によりパブリックコメント手続に準じた手続を実施して定めることと されている政策等
- (12) 地方自治法第74条第1項の請求を受けて議会に付議する市の条例
- (13) 地方自治法第180条第1項の規定により議会から専決処分の指定を受けた事項に係る市の条例
- (14) 審査基準等であって、法令若しくは条例等の規定により若しくは慣行として、又は策定機関の判断により公にされるもの以外のもの

(パブリックコメント手続)

- **第5条** 策定機関は、政策等を定めようとする場合は、当該政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先、意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。) その他意見を求める上で必要な事項を定め、パブリックコメント手続を実施しなければならない。
- 2 前項の規定により公表する政策等の案は具体的かつ明確な内容のもの及び当該政策等の題名を明示する ものであり、同項の規定により公表する資料は当該政策等を定める理由を明示するものでなければならな い。
- 3 意見提出期間は、第1項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。ただし、策定機関が第1条の目的 に照らしパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 公益上、緊急に政策等を定める必要があるため、パブリックコメント手続を実施することが困難であるとき。
 - (2) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等又は審査基準等を定めようとするとき。
 - (3) 法令又は国若しくは神奈川県の機関の審査基準等と実質的に同一の条例等又は審査基準等を定めなければならないとき。
 - (4) 他の策定機関がパブリックコメント手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。
 - (5) 政策等(審査基準等を除く。以下この号において同じ。)が相互に密接な関係を有する場合で、一方の政策等を定めるに当たりパブリックコメント手続を実施した後に当該政策等を踏まえた他方の政策等を定めようとするとき。
 - (6) 法令又は市の条例の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める条例等を定めようとするとき。
 - (7) 政策等を定める根拠となる法令又は行政計画若しくは条例等の規定の削除に伴い当然必要とされる 当該政策等の廃止をしようとするとき。
 - (8) 法令又は他の行政計画若しくは条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の パブリックコメント手続を実施することを要しない軽微な変更を内容とする政策等を定めようとすると き。

(パブリックコメント手続の特例)

(パブリックコメント手続の周知等)

- **第6条** 策定機関は、パブリックコメント手続を実施しようとする場合において、30日以上の意見提出期間を 定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、30日を下回る意 見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該パブリックコメント手続に係る政策等の案 の公表の際その理由を明らかにしなければならない。
- 2 策定機関は、その設置した審議会、審査会等(以下「審議会等」という。)の議を経て政策等を定めようとする場合において、当該審議会等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施したときは、前条第1項の規定にかかわらず、自らパブリックコメント手続を実施することを要しない。
- 第7条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施する場合は、市民その他関係者に対し、その実施の予告

を行うこと等により周知を図るよう努めるとともに、関連する情報の提供に努めなければならない。 (提出意見の考慮)

第8条 策定機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等を定める場合は、意見提出期間内に当該策定 機関に対し提出された当該政策等の案についての意見(以下「提出意見」という。)を十分考慮しなけれ ばならない。

(結果の公表等)

- **第9条** 策定機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等を定めた場合は、当該政策等の公布(公布をしない政策等にあっては公にする行為、議会の議決を要する政策等にあっては議案の提出。以下同じ。) と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。
 - (1) 政策等の題名
 - (2) 政策等の案の公表の日
 - (3) 提出意見(提出意見がなかった場合にあっては、その旨)
 - (4) 提出意見を考慮した結果 (パブリックコメント手続を実施した政策等の案と定めた政策等との差異を含む。)及びその理由
- 2 策定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該策定機関の事務所等における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。
- 3 策定機関は、前2項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表せず、又は公にしないことができる。
- 4 策定機関は、パブリックコメント手続を実施したにもかかわらず政策等を定めないこととした場合は、その旨(別の政策等の案について改めてパブリックコメント手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。)並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。
- 5 策定機関は、第5条第4項各号のいずれかに該当することによりパブリックコメント手続を実施しないで 政策等を定めた場合は、当該政策等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただ し、第1号に掲げる事項のうち政策等の趣旨については、同項第1号から第3号までのいずれかに該当す ることによりパブリックコメント手続を実施しなかった場合において、当該政策等自体から明らかでない ときに限る。
 - (1) 政策等の題名及び趣旨
 - (2) パブリックコメント手続を実施しなかった旨及びその理由 (準用)
- 第10条 第8条の規定は第6条第2項に該当することにより策定機関が自らパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第6条第2項に該当することにより策定機関が自らパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めた場合について、前条第4項の規定は第6条第2項に該当することにより策定機関が自らパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第8条中「当該策定機関」とあるのは「審議会等」と、前条第1項第2号中「政策等の案の公表の日」とあるのは「審議会等が政策等の案について公表に準じた手続を実施した日」と、同項第4号中「パブリックコメント手続を実施した」とあるのは「審議会等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

(公表の方法)

第11条 第5条第1項並びに第9条第1項(前条において準用する場合を含む。)、第4項(前条において準用する場合を含む。)及び第5項の規定による公表は、インターネットの利用により行うとともに、必要に応じ、策定機関の事務所等における資料の備付けその他の適当な方法により行うものとする。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 策定機関は、政策等を定めようとするときは、この条例の施行前においても、この条例の規定の例による ことができる。この場合において、この条例の規定の例により実施した手続は、この条例の適用について は、当該策定機関がこの条例の規定により実施したものとみなす。
- 3 前項の規定の適用がある場合を除き、策定機関がこの条例の施行の日から起算して60日以内に公布をする政策等については、この条例の規定は、適用しない。

附 則(平成21年12月24日条例第61号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市住民投票条例

平成20年6月24日条例第26号 (平成21年4月1日施行)

改正 平成24年3月19日条例第1号 (平成24年7月9日施行)

改正 平成25年6月26日条例第18号 (平成25年6月26日施行)

(目的)

第1条 この条例は、市政に係る重要事項について、住民(川崎市自治基本条例(平成16年川崎市条例第60号)第31条第1項に規定する住民をいう。以下同じ。)に直接意思を確認するための住民投票に係る基本的事項を定めることにより、住民の市政への参加を推進し、もって市民自治の確立に資することを目的とする。

(市政に係る重要事項)

- 第2条 住民投票に付することができる市政に係る重要事項(以下「重要事項」という。)は、現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、既に住民投票に付された事項又は議会若しくは市長その他の執行機関により意 思決定が行われた事項にあっては、改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特 別な事情が認められるものでなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、重要事項としない。
 - (1) 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項
 - (2) 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項
 - (3) 専ら特定の地域に関する事項
 - (4) 市民(川崎市自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。以下同じ。)が納付すべき金銭の 額の増減を専ら対象とする事項
 - (5) その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項 (投票資格者)
- 第3条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者であり、かつ、本市に住民票が作成された日(他の市町村(特別区を含む。)から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 日本の国籍を有する者
 - (2) 日本の国籍を有しない者であって、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入 国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法(昭 和26年政令第319号)別表第1若しくは別表第2に規定する在留資格をもって在留し、かつ、本邦におい て住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されているもの(同表の永住者 の在留資格をもって在留する者にあっては、3年を超えて住民基本台帳に記録されていることを要しな い。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しない。
 - (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定(以下「選挙法規定」という。)により選挙権を有しない者
 - (2) 前項第1号の規定に該当する年齢満18年以上20年未満の者及び同項第2号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者

(発議又は請求)

- 第4条 投票資格者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から、 市長に対し、その実施を請求することができる。
- 2 議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対し、その実施を請求することができる。この場合におい

て、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

- 3 市長は、自ら住民投票を発議することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、既に発議に係る手続が開始されている場合においては、当該発議に係る住民 投票の手続が行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と実質的 に同一と認められる事項について、住民投票を発議することができない。

(発議又は請求の形式)

第5条 前条第1項から第3項までの規定による発議又は請求に当たっては、住民投票に付そうとする事項について賛成又は反対を問う形式により行わなければならない。

(代表者証明書の交付等)

- 第6条 第4条第1項の規定により実施を請求しようとする代表者(以下「代表者」という。)は、市長に対し、規則で定めるところにより、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書(以下「実施請求書」という。)をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書(以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求及び申請があった場合において、実施請求書に記載された住民投票に付そ うとされる事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当すること並びに代表者が投票資格者 であることを確認したときは、速やかに代表者に代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなけ ればならない。
- 3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の10分の1の数(以下「必要署名者数」という。)を代表者に通知するとともに、告示しなければならない。

(署名等の収集)

- 第7条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿(以下「署名簿」という。)に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等(署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。)を求めなければならない。
- 2 署名簿は、区ごとに作製しなければならない。
- 3 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、神奈川県の議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙(以下「選挙」という。)が行われることとなるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第92条第4項に規定する期間、当該選挙が行われる区域内においては署名等を求めることができない。
- 4 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から2箇月以内でなければ求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった区域内においては、その期間は、同項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間を除き、前条第2項の規定による告示の日から62日以内とする。

(署名簿の提出等)

- 第8条 署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数以上となったときは、代表者は、前条第4項に規定する期間の満了の日(同項ただし書の規定が適用される場合には、市の区域の全部について同項に規定する期間が満了する日をいう。)の翌日から5日以内にすべての署名簿(署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの)を市長に提出し、署名簿に署名等をした者が、次条第1項に規定する審査名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が必要署名 者数に満たないことが明らかであるとき、又は同項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却 下しなければならない。

(審査名簿の調製)

- 第9条 市長は、前条第1項の規定による署名簿の提出を受けた場合においては、同条第2項の規定により却下するときを除き、規則で定めるところにより、審査名簿(第6条第2項の規定による代表者証明書の交付の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により審査名簿の調製をしたときは、規則で定めるところにより、その日の翌日から 5日間、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本(当該申出を行った投票資格者が記載された部分 に限る。)を閲覧させなければならない。
- 3 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、前項に規定する閲覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその 異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当である と決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、そ の旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に

通知しなければならない。

5 市長は、第1項の規定により審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票 資格者が審査名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに審査名簿に登録しなけれ ばならない。

(署名等の審査)

- 第10条 市長は、第8条第1項の規定により署名等の証明を求められたときは、その日から60日以内に署名簿 に署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨 を証明しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に 供さなければならない。
- 3 署名簿の署名等に関し不服のある関係人は、前項に規定する縦覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その異議の申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、速やかに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 5 市長は、第2項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべて の異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名等の総数を告示するとともに、署名簿を代表者 に返付しなければならない。

(議会への協議)

- 第11条 市長は、第4条第1項の規定による請求を受けたとき、又は同条第3項の規定により自ら発議するときは、住民投票の実施について、速やかに議会に協議を求めなければならない。 (住民投票の実施)
- 第12条 市長は、第4条第2項の規定による請求を受けたとき、又は前条に規定する協議を経たときは、住民 投票を実施するものとする。ただし、当該協議の結果、議会の議員の3分の2以上の者の反対があるとき は、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定により住民投票を実施するときは、速やかに代表者に通知し、その旨を告示しなければならない。同項ただし書の規定により住民投票を実施しないときも同様とする。
- 3 市長は、前項前段の規定による告示の日から60日を経過した日後初めて行われる市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とするものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、住民投票に付されている事項(以下「付議事項」という。)の緊急性その他の 理由により同項に規定する選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とすることが困難であると市長が特に認 めるときは、当該選挙の期日と異なる日を住民投票の期日とすることができる。
- 5 市長は、住民投票の期日の少なくとも9日前までにその期日を告示しなければならない。
- 6 前項の規定による告示の日以後、市長が特に必要と認めるときは、住民投票の期日を変更することができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を告示し、変更後の住民投票の期日の少なくとも5日前までにその期日を告示しなければならない。

(情報の提供)

- 第13条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、付議事項に係る市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとする。
- 2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に努めなければならない。 (住民投票運動)
- 第14条 第17条に規定する投票管理者及び第24条に規定する開票管理者は、在職中、その関係区域内において、 付議事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為(以下「住民投票運動」という。) をすることができない。
- 2 第21条第2項に規定する不在者投票を管理する者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができない。
- 3 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により市長の権限に属する住民投票の事務の一部 を委任された市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会の委員及び職員は、在職中、住民投票運動をするこ とができない。
- 4 第12条第2項前段の規定による告示の日から当該告示に係る住民投票の期日までの期間に、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該選挙が行われる区域内において、当該重複する期間、当該住民投票に係る住民投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者(候補者届出政党(公職選挙法第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)、衆議院名簿届出政党等(同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)又は参議院名簿届出政党等(同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)を含む。)がする選挙運動(同法第

13章の規定に違反するものを除く。)又は同法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党 その他の政治団体が行う政治活動(同章の規定に違反するものを除く。)が、住民投票運動にわたること を妨げるものではない。

- 5 住民投票運動をするに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 買収、脅迫その他不正の手段により住民の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為
 - (2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為
 - (3) 公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為

(投票資格者名簿の調製)

- 第15条 市長は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿(第12条第5項の規定による告示の日の前日(同条第6項の規定により住民投票の期日を変更する場合にあっては、市長が別に定める日)現在(投票資格者の年齢については、住民投票の期日現在)の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製しなければならない。
- 2 投票資格者名簿は、次条の規定により設ける投票区ごとに編製しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日 として住民投票を実施する場合にあっては、公職選挙法第19条に規定する選挙人名簿(以下「選挙人名簿」 という。) に登録されている者に係る投票資格者名簿は、当該選挙人名簿をもってこれに代えることがで きる。
- 4 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をしたときは、規則で定める期間、投票資格者(投票 資格者名簿に登録された者に限る。)からの申出に応じ、規則で定めるところにより、投票資格者名簿の 抄本(当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。)を閲覧させなければならない。
- 5 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、規則で定める期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
- 6 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその 異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当である と決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿か ら抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその 旨を申出人に通知しなければならない。
- 7 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をした日後、当該調製の際に投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者で、かつ、引き続き投票資格者である者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに投票資格者名簿に登録しなければならない。

(投票区及び投票所)

第16条 投票区及び投票所(第21条第1項に規定する期日前投票の投票所を含む。)は、規則で定めるところにより、設ける。

(投票管理者及び投票立会人)

- 第17条 市長は、規則で定めるところにより、前条に規定する投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。 (投票資格者名簿の登録と投票)
- 第18条 投票資格者名簿(第15条第3項の規定により選挙人名簿をもって投票資格者名簿に代えた場合にあっては、当該選挙人名簿を含む。以下同じ。)に登録されていない者は、投票をすることができない。
- 2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、 投票をすることができない。

(投票資格者でない者の投票)

第19条 住民投票の当日(第21条第1項に規定する期日前投票の投票にあっては、当該投票の当日)、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票の方法)

- 第20条 住民投票の投票は、付議事項ごとに、1人1票に限る。
- 2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、住民投票の当日、自ら投票所に行き、 投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。
- 3 投票人は、投票人の自由な意思に基づき、付議事項に賛成するときは投票用紙に印刷された賛成の文字を 囲んで○の記号を自書し、付議事項に反対するときは投票用紙に印刷された反対の文字を囲んで○の記号 を自書し、これを投票箱に入れなければならない。
- 4 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。

(期日前投票等)

- 第21条 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる
- 2 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。
- 3 前条第3項及び第26条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行

うことができる。

4 前条第3項及び第26条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

(投票の秘密の保持)

第22条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

(開票区及び開票所)

- 第23条 開票区は、区の区域による。
- 2 開票所は、市長の指定した場所に設ける。
- 3 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票管理者及び開票立会人)

第24条 市長は、規則で定めるところにより、前条第2項に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

(投票の効力)

第25条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、次条第2号の規定にかかわらず、投票用紙に印刷された反対の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は賛成の投票として、投票用紙に印刷された賛成の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は反対の投票として、それぞれ有効とするほか、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

- 第26条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。
 - (1) 所定の用紙を用いないもの
 - (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
 - (3) ○の記号を自書しないもの
 - (4) 賛成の文字を囲んだ○の記号及び反対の文字を囲んだ○の記号をともに記載したもの
 - (5) 賛成の文字又は反対の文字のいずれを囲んで○の記号を記載したかを確認し難いもの (投票の結果)
- 第27条 市長は、投票の結果が判明したときは、速やかに付議事項に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数並びにこれらの投票の数を代表者又は議会の議長に通知するとともに、告示しなければならない。 (結果の尊重)
- 第28条 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重する。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成21年3月31日規則第22号で平成21年4月1日から施行) (必要な措置)
- 2 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例に関連する法制度の動向、この条例による住民投票の実施状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成24年3月19日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた 者であって施行日から引き続き本市の住民基本台帳に記録されているものに対する第1条の規定による改 正後の川崎市住民投票条例(以下「新住民投票条例」という。)第3条第1項及び第3条の規定による改 正後の川崎市外国人市民代表者会議条例第4条第2項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで 引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民基本台帳に記録されている期間に通算 する。
- 3 施行日の前日において本邦において外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き本邦において住民基本台帳に記録されているものに対する新住民投票条例第3条第1項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本邦において外国人登録原票に登録されていた期間を本邦において住民基本台帳に記録されている期間に通算する。

附 則(平成25年6月26日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市住民投票条例施行規則

平成21年3月31日規則第21号 (平成21年4月1日施行)

改正 平成22年3月31日規則第23号 (平成22年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市住民投票条例(平成20年川崎市条例第26号。以下「条例」という。)の実施のため必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(実施請求書等)

- 第3条 条例第6条第1項に規定する実施請求書は、住民投票実施請求書(第1号様式)によるものとする。
- 2 条例第6条第1項の規定により住民投票実施請求書に記載する住民投票に付そうとする事項の趣旨は、 1,000字以内で記載しなければならない。
- 3 条例第6条第1項に規定する代表者証明書は、住民投票実施請求代表者証明書(第2号様式)によるものとする。
- 4 条例第6条第1項の規定による申請は、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書(第3号様式)により 行うものとする。

(代表者証明書の交付申請等の却下)

- 第4条 市長は、条例第6条第1項の規定による請求又は申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、その 請求及び申請を却下するものとする。
 - (1) 条例第4条第4項の規定に該当するとき。
 - (2) 条例第6条第2項の規定による確認ができないとき。

(署名簿及び署名等)

- 第5条 条例第7条第1項に規定する署名簿は、住民投票実施請求者署名簿(第4号様式)によるものとする。
- 2 条例第7条第1項の規定による署名等(印を押すことを除く。次項において同じ。)は、漢字、平仮名、 片仮名、アラビア数字、ローマ字及び市長が認める記号でし、かつ、判読しうるものとしなければならな い。
- 3 前項の規定にかかわらず、署名等は、盲人が点字(公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第1に 定める点字をいう。以下同じ。)で自書することによりすることができる。 (署名等の委任)
- 第6条 代表者は、投票資格者に委任して、その投票資格者と同じ区に属する投票資格者について署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、住民投票実施請求書又はその写し及び住民投票実施請求代表者証明書又はその写し並びに住民投票実施請求署名収集委任状(第5号様式)を添付した住民投票実施請求者署名簿を用いなければならない。
- 2 代表者は、前項の規定により署名等を求めるための委任をしたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(審査名簿の調製)

- 第7条 条例第9条第1項の規定により調製する審査名簿には、投票資格者の氏名、住所、生年月日等を記載するものとする。
- 2 前項の規定により審査名簿に記載する事項は、条例第9条第1項に規定する日現在の事項とする。
- 3 市長は、審査名簿の調製のために必要な限度において、条例第3条第2項各号のいずれかに該当する者についての情報であって、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第3項(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条第4項の規定により準用する場合及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第4項の規定により適用される場合を含む。)若しくは第29条第1項の規定により区選挙管理委員会に通知され、若しくは通報されたもの又は後見登記等に関する省令(平成12年法務省令第2号)第13条の規定により市長が知り得たものを利用することができる。
- 4 市長は、審査名簿の調製のために必要があると認めるときは、住民投票の投票権の有無その他必要な事項を調査することができる。

(審査名簿の表示及び訂正等)

- **第8条** 市長は、審査名簿に登録されている者が死亡したことを知った場合は、速やかに審査名簿にその旨を表示するものとする。
- 2 市長は、審査名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合は、

速やかにその記載の修正又は訂正をするものとする。

(審査名簿の抄本の閲覧等)

- 第9条 市長は、条例第9条第2項の規定による閲覧をさせるときは、閲覧開始の日の3日前までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。
- 2 条例第9条第2項の規定による閲覧及び同条第3項の規定による異議の申出は、川崎市の休日を定める条例(平成元年川崎市条例第16号)第1条第1項に規定する市の休日においてもすることができる。 (署名簿の縦覧等)
- **第10条** 市長は、条例第10条第2項の規定による縦覧に供するときは、あらかじめ縦覧の期間及び場所を告示するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、条例第10条第2項の規定による縦覧及び同条第3項の規定による異議の申出について準用する。

(住民投票実施の請求等)

- 第11条 条例第4条第1項の規定による請求は、代表者が条例第10条第5項の規定により住民投票実施請求者 署名簿の返付を受けた日から5日以内に、住民投票実施請求書に住民投票実施請求署名収集証明書(第6 号様式)及び住民投票実施請求者署名簿を添えてしなければならない。
- 2 前項の規定による請求があった場合において、住民投票実施請求者署名簿の有効署名等の総数が必要署名 者数に達しないとき、又は前項に規定する期間を経過しているときは、市長は、同項の規定による請求を 却下するものとする。
- 3 第1項の規定による請求があった場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、市長は、3 日以内の期限を付けて同項の規定による請求を補正させるものとする。この場合において、代表者がその 定められた期限までに補正をしないときは、同項の規定による請求を却下するものとする。
- 4 条例第4条第1項の規定による請求を受理したときは、市長は、速やかにその旨を代表者に通知するものとする。

(投票資格者名簿の調製)

- 第12条 条例第15条第1項の規定により調製する投票資格者名簿(同条第3項の規定により選挙人名簿をもって代えられた投票資格者名簿を除く。以下同じ。)には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日等を記載するものとする。
- 2 前項の規定により投票資格者名簿に記載する事項のうち、住所にあっては市長が定める日現在の住所とし、 その他の事項にあっては条例第15条第1項に規定する日現在の事項とする。
- 3 第7条第3項及び第4項の規定は、投票資格者名簿の調製について準用する。 (投票資格者名簿の表示及び訂正等)
- 第13条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者が死亡したことその他の理由により投票資格者でなくなったことを知った場合は、速やかに投票資格者名簿にその旨を表示するものとする。
- 2 第8条第2項の規定は、投票資格者名簿の記載の修正又は訂正について準用する。 (投票資格者名簿の抄本の閲覧等)
- 第14条 市長は、条例第15条第4項の規定による閲覧をさせるときは、閲覧開始の日の3日前までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。
- 2 条例第15条第4項及び第5項に規定する規則で定める期間は、条例第12条第5項の規定による告示をした 日の当日とする。
- 3 第9条第2項の規定は、条例第15条第4項の規定による閲覧及び同条第5項の規定による異議の申出について準用する。

(投票区)

- 第15条 条例第16条の規定による投票区の設置は、次の各号に掲げる投票資格者の区分に応じ、当該各号に掲 げる区域に行うものとする。
 - (1) 条例第3条第1項第1号に該当する投票資格者で年齢満20年以上のもの(以下「成年投票資格者」 という。) 公職選挙法第17条第2項の規定により区選挙管理委員会が設ける投票区の区域
 - (2) 条例第3条第1項第1号に該当する投票資格者で年齢満20年に満たないもの(以下「未成年投票資格者」という。)及び同項第2号に該当する投票資格者(以下「外国人投票資格者」という。)であって、次号に掲げる者以外のもの 当該投票資格者の属する区の区域(区役所支所又は区役所出張所(以下「区役所支所等」という。)の所管区域を除く。)
 - (3) 未成年投票資格者及び外国人投票資格者で区役所支所等の所管区域に属するもの 当該投票資格者 の属する区役所支所等の所管区域
- 2 前項の規定にかかわらず、市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と異なる日を住民投票の期日として住民投票を実施する場合(以下「別日実施の場合」という。)における投票区の設置は、前項第1号に掲げる区域に行うものとする。

(投票所)

第16条 条例第16条の規定による投票所(期日前投票の投票所を除く。)の設置は、投票区ごとに市長の指定

する場所に行うものとする。

- 2 条例第16条の規定による期日前投票の投票所の設置は、次の各号に掲げる投票資格者の区分に応じ、当該 各号に掲げる場所に行うものとする。ただし、別日実施の場合における第2号に掲げる投票資格者の期日 前投票の投票所の設置は、第1号に掲げる場所に行うものとする。
 - (1) 成年投票資格者 各区の区域(区役所支所等の所管区域にあっては、当該所管区域)ごとに市長の 指定する場所
 - (2) 未成年投票資格者及び外国人投票資格者 各区の区域ごとに市長の指定する場所 (投票管理者及びその職務代理者)
- 第17条 条例第17条の規定により設置する投票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から市長が選任する。 ただし、市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日として住民投票を実施する場合(以下「同日実施の場合」という。)においては、当該選挙の投票管理者を当該住民投票の投票管理者とすることができる。
- 2 市長は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者(以下「職務代理者」という。)を、当該住民投票の投票資格者の中からあらかじめ選任しておくものとする。 ただし、同日実施の場合においては、当該選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を当該住民投票の職務 代理者とすることができる。

(投票立会人)

- 第18条 条例第17条の規定により設置する投票立会人は、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下(期日前投票にあっては、2人)を市長が選任する。ただし、同日実施の場合においては、当該選挙の投票立会人を当該住民投票の投票立会人とすることができる。 (投票用紙)
- 第19条 条例第20条第1項の規定による投票は、市長が別に定める投票用紙により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、条例第21条第3項の規定による点字による投票(以下「点字投票」という。) は、市長が別に定める点字用の投票用紙により行うものとする。

(期日前投票)

第20条 条例第21条第1項の規定による期日前投票は、住民投票の当日に公職選挙法第48条の2第1項各号に 掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人が、当該住民投票に係る条例第12条第5項に規定す る告示の日の翌日から住民投票の期日の前日までの間、期日前投票の投票所において行わなければならな い。

(不在者投票)

- 第21条 条例第21条第2項の規定による不在者投票は、前条に規定する投票人が、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わなければならない。
- 2 不在者投票管理者は、公職選挙法施行令第55条第2項、第3項及び第4項第2号の規定の例により置く。 この場合において、同条第2項及び第4項第2号中「労災リハビリテーション作業所の長」とあるのは、 「労災リハビリテーション作業所の長であって、その承諾を得たもの」とする。
- 3 前2項の規定によるほか、不在者投票は、前条に規定する投票人のうち公職選挙法第49条第2項に規定する身体に重度の障害がある者に該当するものが、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを同項に規定する郵便等により送付する方法により行わなければならない。 (点字投票)
- **第22条** 点字投票は、盲人が投票管理者に申し立てることにより行わなければならない。この場合において、 投票管理者は、点字用の投票用紙を交付しなければならない。
- 2 点字投票を行う投票人は、点字用の投票用紙に、付議事項に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と点字により自書しなければならない。

(点字投票の無効投票)

- 第23条 次の各号のいずれかに該当する点字投票は、無効とする。
 - (1) 点字用の投票用紙を用いないもの
 - (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
 - (3) 賛成又は反対を自書しないもの
 - (4) 賛成及び反対をともに記載したもの
 - (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか確認し難いもの

(代理投票)

第24条 条例第21条第4項の規定による代理投票は、身体の故障又は文盲により、○の記号を自書することができない投票人が、投票管理者に申請することにより行わせなければならない。

(投票記載所の掲示)

第25条 市長は、住民投票の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に付議事項又はその趣旨を掲示するものとする。

2 市長は、条例第12条第5項の規定による告示の日の翌日から住民投票の期日の前日までの間、期日前投票の投票所又は公職選挙法施行令第55条第3項の規定の例により置かれる不在者投票管理者が管理する不在者投票の投票を記載する場所内の適当な箇所に付議事項又はその趣旨を掲示するものとする。

(同日実施の開票所)

第26条 同日実施の場合における条例第23条第2項に規定する市長の指定する場所は、当該選挙の開票所と同じ場所とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(開票管理者及び開票立会人)

- 第27条 条例第24条の規定により設置する開票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から市長が選任する。
- 2 条例第24条の規定により設置する開票立会人は、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て 3人以上5人以下を市長が選任する。

(投票の点検等)

- **第28条** 開票管理者は、開票立会人とともに、当該住民投票における各投票所及び各期日前投票の投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならない。
- 2 開票管理者は、前項の規定による投票の点検が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(複数の住民投票の同時実施)

- 第29条 複数の住民投票を同時に行う場合における投票及び開票の順序は、市長が定める。
- 2 複数の住民投票を同時に行う場合においては、第27条に規定するものを除くほか、投票及び開票に関する規定は、各住民投票を通じて適用する。

(選挙等の例による事項)

第30条 条例、この規則、次条の規定に基づき総務局長が定めるもの並びに地方自治法(昭和22年法律第67 号)第180条の2の規定により市長の権限に属する住民投票の事務の一部が委任された市選挙管理委員会、その委員長、区選挙管理委員会及びその委員長が別に定めるもののほか、署名等に関しては、その性質に反しない限り、地方自治法に規定する条例の制定及び改廃の直接請求の署名の例、審査名簿若しくは投票資格者名簿、投票又は開票に関しては、それぞれその性質に反しない限り、公職選挙法に規定する選挙人名簿、投票又は開票の例による。

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、総務局長が定める。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第23号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。